

令和 8 年度徳島県新任訪問看護師等人材確保事業 実施要領（案）

※この実施要領は令和 8 年度（案）であり、今後変更することがあります。

1 背景・目的

近年、訪問看護ステーション及び従事看護職員は増加傾向にあるが、特にへき地においては、将来、訪問看護の中核を担う若手看護職が少ないことが課題となっている。

そこで、新卒・新任訪問看護師の人材確保を支援することにより、県民が住み慣れた地域で、質の高い訪問看護を受けられる体制の構築を推進する。

2 事業内容

以下の補助要件を満たす新卒・新任訪問看護師を雇用した訪問看護ステーション（※）に対し、新卒・新任訪問看護師の人件費（申請年度に限る）を予算の範囲内で補助する。
※健康保険法や介護保険法に基づき、地域で療養する人に対し家庭訪問して看護を行う、県内の指定された訪問看護事業所

3 補助要件

- ・へき地（徳島市、鳴門市、小松島市、石井町、板野郡を除く 15 市町村）に所在する訪問看護ステーションであること。
- ・原則、新卒・新任看護師ごとに、訪問看護経験が豊富な看護職を指導者として充てること。
- ・指導者個人が徳島県訪問看護支援センターが実施する「新卒・新任訪問看護師育成指導者研修」を令和 6 年度以降受講している又は令和 9 年度中までに受講予定であること。

<補助対象になる新卒・新任看護師の条件>

- ・令和 7 年度、令和 8 年度に新たに当該訪問看護ステーションに採用された看護職であり、令和 8 年度末時点で、当該訪問看護ステーションにおいて、6 カ月以上の雇用実績があり（※※）、その後も継続して従事する意欲があること（勤務形態、免許種別は問わない）。

※※採用年度における雇用実績が 6 ヶ月に満たない場合は、翌年度に限り申請が可能（ただし、申請年度の人件費に限る）。

- ・採用以前に訪問看護の業務に従事した経験のない看護職であること。
- ・徳島県訪問看護支援センターが実施する「新人訪問看護師育成プログラム」を活用（要申込、自施設で活用しているだけでは不可）していること。

4 補助対象経費

対象経費	基準額（１人あたり）	補助率
人件費（給料、手当（時間外勤務手当及び 期末・勤勉手当を除く）、共済費）		
（１）新卒看護師（１年目）	1, 5 0 0 千円	10/10
（２）新卒看護師（２年目）	6 0 0 千円	
（３）新任看護師	8 0 0 千円	

対象経費が基準額を下回る場合は、その額を補助額とする。